

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 告 示

○県税等の収納事務の委託	(税 務 課)	一
○指定代理納付者の指定	( 同 )	二
○救急医療機関の認定	(医療整備課)	二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定相談支援事業者の指定	(障害福祉課)	二
○指定施設の使用に係る使用料の徴収事務の委託(四件)	( 同 )	二
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(防災砂防課)	三
○土砂災害警戒区域の指定	( 同 )	三
○都市計画決定の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	三
○土地改良区役員の就任の届出	(仙台地方振興事務所)	四
○開発行為に関する工事の完了(二件)	(建築宅地課)	四
人事委員会		
○第六十七回宮城県職員採用試験(大学卒業程度)の実施		四
○宮城県職員採用試験(大学卒業程度・民間企業等職務経験者)の実施		四
○第六十七回宮城県職員採用試験(短期大学卒業程度)及び第七十四回宮城県職員採用試験(高等学校卒業程度)の実施		四
○第九十回警察官A採用試験の実施		四
○第九十一回警察官B採用試験の実施		五

## 告 示

○宮城県告示第四百四十四号  
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八十八条の二第一項の規定により、県税等の  
収納事務を平成二十八年三月三日次のとおり委託した。  
平成二十八年四月二十六日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 一 委託した税目

1 納税通知書、納付書、督促状、催告書及び減額通知書により徴収する次の税目

個人の事業税

不動産取得税

自動車税

鉦区税

2 納付額又は納入額が確定した徴収金について、納付書、督促状及び催告書により徴収する次の

### 税目

法人の県民税

県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割

法人の事業税(地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)の規定に

より法人の事業税の例によることとされる地方法人特別税を含む。)

県たばこ税

ゴルフ場利用税

自動車取得税

軽油引取税

産業廃棄物税

### 二 委託の相手方

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目二十三番二十号 株式会社セディナ

東京都中央区日本橋一丁目一番一号 国分グローサーズチェーン株式会社

愛知県稲沢市天池五反田町一番地 株式会社サークルKサンクス

神奈川県横浜市中区日本大通十七番地 株式会社スリーエフ

北海道札幌市中央区南九条西五丁目四百二十一番地 株式会社セイコーマート

群馬県前橋市亀里町九百番地 株式会社セーブオン

東京都千代田区二番町八番地八 株式会社セブンイレブン・ジャパン

東京都千代田区岩本町三丁目十番一号 山崎製パン株式会社

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号 株式会社ファミリーマート

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一 株式会社ポプラ

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 ミニストップ株式会社

東京都品川区大崎一丁目十一番二号 株式会社ローソン

三 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十八年七月三十一日まで

○宮城県告示第四百四十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

平成二十八年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

ヤフー株式会社

東京都港区赤坂九丁目七番一号

二 指定代理納付者に納付させることができる歳入の種類

自動車税及びこれに係る延滞金

寄附金（使途を特定しないものに限る。）

三 指定期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百四十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十八年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
齋藤病院	石巻市山下町一七二二十四	平成二十八年四月二十四日	平成三十一年四月二十三日

○宮城県告示第四百四十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十一条の第十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第五

十一条の三十第一項第一号の規定により告示する。

平成二十八年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定一般相談支援の種類	設置者名	認定年月日
○四三〇五〇〇五二〇	相談支援センターいよいん 気仙沼市本郷十一丁十	地域移行支援 地域定着支援	一般社団法人 コ・エル	平成二十八年 四月一日

○宮城県告示第四百四十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、宮城県啓佑学園の使用に係る使用料の徴収事務を平成二十八年三月三十日次のとおり委託した。

平成二十八年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番三号

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百四十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、宮城県第二啓佑学園の使用に係る使用料の徴収事務を平成二十八年三月三十日次のとおり委託した。

平成二十八年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番三号

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百五十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、宮城県船形コロニーの使用に係る使用料の徴収事務を平成二十八年三月三十日次のとおり委託した。

平成二十八年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番三号  
社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百五十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、宮城県七ツ森希望の家の使用に係る使用料の徴収事務を平成二十八年三月三十日次のとおり委託した。

平成二十八年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番三号  
社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百五十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十八年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
桜ヶ丘	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区桜ヶ丘七丁目	次の図のとおり	宮城県土木部防災課及び宮城県仙台土木事務所
吉成二丁目	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区吉成二丁目		
国見の4	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区国見四丁目		

国見の5  
急傾斜地の崩壊

桜ヶ丘の1  
急傾斜地の崩壊

旭ヶ丘の3  
急傾斜地の崩壊

吉成一丁目の1  
急傾斜地の崩壊

国見4  
急傾斜地の崩壊

仙台市青葉区国見四丁目	仙台市青葉区桜ヶ丘三丁目	仙台市青葉区旭ヶ丘一丁目	仙台市青葉区吉成一丁目	仙台市青葉区国見六丁目
-------------	--------------	--------------	-------------	-------------

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第四百五十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十八年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
川平の3	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区川平三丁目	宮城県土木部防災課及び宮城県仙台土木事務所
国見ヶ丘二丁目の2	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区国見ヶ丘二丁目	

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第四百五十四号

富谷町から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙塩広域都市計画地区計画
- 2 名称 高屋敷地区計画

二 縦覧場所  
宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、宮城県七ヶ浜町七ヶ浜土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

平成二十八年四月二十六日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 高橋 総一郎

就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十八年三月三十一日	伊藤 新一	宮城県七ヶ浜町東宮浜字東兼田十六	理事

### 公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年四月二十六日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県七ヶ浜町高蒲田浜字向山三番二の一部、四番の一部

- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県七ヶ浜町高蒲田浜字林合十番地の一E百

五 伊丹 貫一

多賀城市高崎二丁目二十三番二号 シャルマン  
高崎二百一

中澤 謙介

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市

計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可があったものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年四月二十六日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

本吉郡南三陸町戸倉字津野五十番の一部、百一十一番六十六の一部、同字沖田五十三番二の一部、五十三番四の一部、同字小涼五十四番一の一部（三工区、四工区）

- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

南三陸町

### 人 事 委 員 会

○第六十七回宮城県職員採用試験（大学卒業程度）を別冊その一のとおり実施する。  
平成二十八年四月二十六日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○宮城県職員採用試験（大学卒業程度・民間企業等職務経験者）を別冊その二のとおり実施する。  
平成二十八年四月二十六日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○第六十七回宮城県職員採用試験（短期大学卒業程度）及び第七十四回宮城県職員採用試験（高等学校卒業程度）を別冊その三のとおり実施する。  
平成二十八年四月二十六日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○第九十回警察官A採用試験を別冊その四のとおり実施する。  
平成二十八年四月二十六日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○第九十一回警察官B採用試験を別冊その五のとおり実施する。  
平成二十八年四月二十六日

宮城県人事委員会  
委員長 小川竹男